厚生労働科学研究費補助金
地域医療基盤開発推進研究事業

医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究

令和７年度　総括研究報告書

研究代表者　長尾　能雅

令和8（2026）年　5月

別添２

目　　次

Ⅰ．総括研究報告
医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究　---------- 1
長尾能雅

（資料１）医療事故調査制度に関する管理者等研修プログラム作成指針
（資料２）管理者等研修モデルプログラム

厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
総括研究報告書

医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究

研究代表者　長尾能雅（名古屋大学医学部附属病院教授）

研究要旨：

本研究は、特定機能病院や医療安全対策地域連携加算１において医療安全部門への配置が義務づけられている専従・専任医師や、医療法・医療法施行規則で医療安全管理体制の確保が義務づけられている医療機関管理者（以下、管理者）、特定機能病院で選任される医療安全管理責任者について、各々の現状と課題の把握、既存の知見の整理を行った上で、求められる役割や資質を検討し、今後の業務遂行や育成に資する指針等を作成することを目的としている。

今年度は、管理者に求められる医療安全上の知識や姿勢について、既存の文献や知見を整理し、関係者へのヒアリング等の結果、さらに令和７年６月より開催された「医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会」報告書を踏まえ、管理者が受講すべき研修の内容を検討し、研修プログラムの作成指針を作成した。また、医療安全に専従・専任する医師について、既存の知見を整理した上でヒアリング調査を実施し、現状把握を行った。そして、医療安全管理責任者に関するこれまでの知見を整理した。

引き続き、これらの職種の各々の役割を明確にし、医療安全管理体制の整備の充実に資する業務指針や教育方法が提案できるよう、研究を進めていく。

研究分担者：
南須原　康行（北海道大学病院病院長）
植村　政和（名古屋大学医学部附属病院病院助教）
兼児　敏浩（三重大学教授）
菊地　龍明（横浜市立大学診療教授）
和足　孝之（京都大学附属病院准教授）
浦松　雅史（東京医科大学准教授）
研究協力者：
岡田 禎人（知多半島総合医療センター病院長）
遠田 光子（日本医療機能評価機構 教育研修事業部　部長）

A. 研究目的

平成 27-28 年の厚生労働科学研究で、医療安全に専従・専任する医師が配置された病院では、医学的判断を要する平時・有事の業務等が活発に行われていることが示された。平成 28 年度の省令改正以降、特定機能病院（令和７年１月現在、88 病院）には医療安全管理部門への専従医師の配置が義務づけられ、また平成 30 年度診療報酬改定で設置された医療安全対策地域連携加算１（令和５年時点で 1,495 病院が届出）では医療安全管理部門への専任医師の配置が施設基準となっている。

専従・専任医師には当該医療機関の医療安全向上及び、相互連携等を介し他医療機関の医療安全向上への寄与が期待されるが、これらを果たすために必要な思考態度・知識・技能およびその育成方法は十分体系化されていない。筆者らは平成 31

年度より厚生労働科学研究において医療安全に従事する医師の育成方法の開発に取り組み令和５年度までに 42 名の受講生を輩出した実績を有するが、全国的に育成の場は少なく、標準的な教育が浸透していると言い難い現状がある。

さらに、次世代の医療安全専従・専任医師の担い手の不足が度々指摘されており、背景として診療科専門医の維持やキャリアパス上の課題等が指摘されているが、現状把握・対策ともに十分されていない。

また、医療法・医療法施行規則では医療機関の管理者（病院長）に対して医療安全管理体制の確保が義務づけられており、管理者には医療安全上の中核的役割が求められるが、管理者に求められる役割・資質及びその習得方法は十分に明確化・制度化されていない。

特に特定機能病院には管理者の医療安全の経験及び、医療安全管理責任者（副院長）の選任、両者の定期的な研修受講が義務づけられているが、特定機能病院の医療安全のガバナンス等のために両者に求められる具体的役割・資質及びその習得方法は十分明確化されておらず、特定機能病院間で管理者・医療安全管理責任者の医療安全への関与等にばらつきが指摘されている。

そこで本研究では、医療機関の管理者に医療安全上求められる役割・資質及びその習得方法の検討と研修指針の策定、医療安全の専従・専任医師業務指針・養成指針を策定に向けた現状把握、次世代の医療安全の専従・専任医師の適任者を確保する上での課題についての検討、特定機能病院の医療安全管理責任者（副院長）の指針を策定に向けた課題の抽出を実施した。

B. 研究方法

１．管理者について

管理者に求められる医療安全上の知識や姿勢について、既存の文献や知見を整理し、現在国内外で実施されている管理者に対する教育課程について調査を実施し、関係者へのヒアリングを行った。さらに、令和 7 年 6 月より開催された「医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会」報告書の内容を受け、医療事故調査制度における医療事故該当性の判断の向上を目指すことを軸とした上で、管理者が受講すべき研修の内容を検討し、自施設の医療安全管理体制を十分に整備するに資する研修プログラムの作成指針を策定した。

２．医療安全の専従・専任医師について

求められる役割・資質・育成方法について、および次世代の医療安全の専従・専任医師の適任者を確保する上での課題について、既存の文献や知見を整理した。また、現状を把握する目的で、患者安全の専門教育課程（CQSO プロジェクト）を修了した専従医師 18 名を対象に、半構造化インタビューを実施した。2 ヶ月にわたって聞き取りを行い、録音・逐語化・匿名化後、テーマ分析を行った。この分析では、患者安全リーダーシップを、役割への参入から継続的実践に至る発達過程として捉えることを狙いとした。

３．医療安全管理責任者について

求められる役割・資質及びその習得方法について、既存の文献や知見を整理した。

C. 研究結果

１．管理者について

国内で管理者が受講することのできる国内の研修について調査したところ、約 30 のプログラムが該当したが、マネジメントに焦点を当てたものが多かった。関係者へのヒアリングによって研修内容を聴取できたものは、患者安全の内容を全く含まないものが多かった。

続いて、海外主要国・地域（米国、英国、ドイツ、フランス、オーストラリア、カナダ、シンガポール等）の状況についても調査を行った。病院経営層に対する患者安全教育が実質的に義務化さ

れているカナダや、全ての医療機関に CGO（Clinical Governance Officer：保健省の承認を受け、臨床ガバナンス・患者安全の最高責任者として法的役割を担う者、所定の必修研修あり）の配置を義務づけているシンガポールなど、各国で組織のガバナンスや患者安全の文化醸成を重要視する傾向は感じられた一方で、教育の対象は病院幹部や経営層が主であり、管理者教育に特化した研修プログラムを発見することはできなかった。また、こういった研修プログラムの効果を検証する論文も渉猟し得なかった。

我が国の特徴として、医療法では、管理者に自らの医療機関における医療の安全を確保するための措置を講じることが義務づけられており、管理者が一定の知識を有していないと適切なイニシアティブをとることができない場面が散見される点がある。一方で、管理者がそのような知識をまとまって学ぶ機会は殆ど無い。そこで、本研究班では、医療法を踏まえた上で、最低限知っておくべきことを身につけ、医療安全の実務を担当するチームと連携しながら適切なガバナンスを発揮できる管理者を養成するため、独自に研修プログラムを作成することが必要であると考えた。

病院の管理者数名を対象に、管理者就任後に必要と感じた医療安全に関する知識について聞き取りを行ったところ、医療事故の該当性判断をはじめ、重大事故発生時の対応に関する学習へのニーズが示唆された。また、病院の医療安全部門に所属する職員数名を対象として、管理者に求める医療安全上の対応について聞き取りを行ったところ、①重大事象発生時の迅速な判断と強いリーダーシップの発揮、②平常時に行われる医療安全活動への理解、の２点が挙げられた。

さらに、令和７年６月より開催された「医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会」において、医療事故調査制度における医療事故該当性の判断の質向上が必要であることについて議論され、同年 12 月にとりまとめられた報告書においては「管理者等の医療機関で医療事故の判断に携わる者に対し、医療事故調査制度に関する研修を受講することを求めるべき」とされ、本研究班はこの内容を踏まえた研修指針の作成を目指すこととした。

まず指針に含めるべき最も重要な内容として、患者安全の目指す目標を共有し、考え方の基礎固めを図る必要がある点について検討された。世界保健機関（World Health Organization: WHO)は、患者安全について、「一貫して持続可能な形でリスクを低減し、回避可能な害の発生を減少させ、エラーが起きる可能性を低下させるとともに、害が発生した際のその影響を軽減する文化、プロセス、手順、行動、技術、および環境を医療の中で創出する、組織化された活動の枠組み（「世界患者安全行動計画 2021-2030」より抜粋)」であると述べており、患者安全の目標とは、回避可能な害の発生を低減させることにあり、併せて、回避可能な害とはどんなものか、検討することも重要である。続いて、医療安全部門の活動の流れについての知識や、活動のために必要とされる組織体制についての学習を行い、その上で特に医療事故調査制度に沿った対応ができるための知識を身につけ、医療事故該当性の判断をトレーニングする時間を十分に設けることを盛り込み、研修プログラムの作成指針を完成させた（資料１）。なお、前述の検討会報告書において、管理者が研修を受講し易い環境の整備に努めるべきであるとされており、研修にかかる時間はなるべく最小限で、オンラインによる受講をはじめとしたアクセスし易い方法を取り入れることも示した。一方で、医療事故該当性の判断を習得するためには、可能な範囲で演習やディスカッションの機会を重ねることが効果的であると考えられた。

また、この指針を踏まえたモデルプログラムについても検討した（資料２）。令和８年度に開催される研修の状況を参考にし、さらに検討を重ねる予定である。

２．専従・専任医師について

専従医師の育成方法を考えるためには、まず患者安全のリーダーシップがどのような経験を通じて形づくられるかを捉える必要があると考え、筆者らが平成 31 年度より厚生労働科学研究において取り組んだ研究において開発された教育過程で学んだ 18 名の医師へ、半構造化インタビューを実施した。対象者の平均年齢は 54.2 歳、臨床経験の中央値は 31 年、勤務地は、大学病院が 6 名、地域病院が 12 名、現在の勤務形態は、医療安全部門の専従医師が 5 名、専任医師が 13 名であった。患者安全のリーダーシップは、時間的発達を伴う実践的能力として形成され、固定的資質ではなく、役割経験と組織との相互作用の中で形成される能力として理解された。発達モデルとして、その成長は主に導入の時期、基盤が形成される時期、現場で機能する時期、組織内の俯瞰と継続的実行を行う時期の 4 期に象徴されることが示唆された。

D. 考察

討議・ヒアリング等に基づき論点を明確化した上で、管理者等に対する研修プログラム作成指針に繋がった。**令和８年３月 19 日**付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令により、病院や規定された診療を行う有床診療所の管理者等について、医療事故に係る適切な対応に関する研修を受講することが義務づけられ、**令和８年３月 31 日**に発令された「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について（**医政地発 0331** 第１号　厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）」において、研修の開催に当たって遵守べき指針として、本研究班が作成した指針が示された。今後の医療安全文化の向上や医療事故調査制度の円滑な運用にも資することが期待される。

さらに、専従医師へのヒアリング調査の結果について考察するとともに、広く情報収集・議論した上で、専従医師や医療安全管理責任者について、その役割の明確化や業務指針の作成、育成方法などの提案を目指す方針である。

E. 結論

管理者に対する研修プログラムの作成指針を策定し、専従医師の現状把握、医療安全管理者に関する課題の整理を中心に行った。引き続き計画に基づき研究を進めていく。

Ｆ．健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

特記事項なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書　籍　名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年

（資料１）

医療事故調査制度に関する
管理者等研修プログラム作成指針

令和７年度厚生労働行政推進調査事業
「医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究」研究班

１．本指針の位置づけ

医療法において病院、診療所、助産所の管理者（以下、「管理者」という。）には、自施設で発生した死亡事例が医療法で規定する医療事故（以下、「医療事故」という。）に該当するか否かを組織として判断し、医療事故に該当すると判断した場合には、医療事故調査・支援センターに報告した上で必要な調査（以下、「医療事故調査」）を行うことが求められている。したがって管理者、または医療事故の判断に携わり管理者の判断を支援する者については、医療事故の該当性を適切に判断するために必要な知識等を習得することが必要である。

また、医療法において、管理者には医療事故の報告及び調査の他に、指針の整備、委員会の設置、職員研修の実施、医療機関内における安全管理のための体制を確保することが求められており、これらの体制は上述の医療事故の判断や医療事故調査が適切に行われるための基盤となる。

本指針は、管理者等の医療事故の判断に携わる者が病院等に求められる安全管理体制について十分に理解した上で、医療事故の判断及び医療事故調査を適切に行うために必要な知識等を習得するための研修において、盛り込まれるべき基本的な事項を示したものである。

２．研修プログラムの企画についての考え方

本研修プログラムの実施にあっては、管理者等が受講しやすい環境の整備に努める必要がある。そのため、本研修は全てオンラインやオンデマンド（動画配信）による研修であっても差し支えない。

他方で、医療事故該当性の判断をより適切に行うためには、事例検討に関する演習等を実施することがより効果的であることから、対面等での演習を含む研修を企画することはより望ましいものと考える。なお、医療事故該当性の判断について、対面等による演習を行わない場合にあっては、模擬事例を用いた専門家による解説をより充実させることが望ましい。詳細はP4.　２）（２）を参照されたい。

３．研修対象者

本指針で示す研修の対象者は、病院等の管理者を想定しているが、管理者の受講がやむを得ない理由等により難しい場合は、副院長や部門の責任者等、当該病院等の管理について一定の役割を有し、医療事故調査制度における医療事故の該当性の判断に携わる者、あるいはその任にあたる予定のある者等も対象となり得る。

４．研修において習得すべき基本的事項

医療事故の判断に携わる者は、病院等における適切な医療事故の報告を行うため、法令上病院等に求められる医療安全管理体制及び医療事故調査制度に関する知識や対応方法について理解する必要がある。また、管理者以外の者が医療事故の判断に携わる場合には、上記に加えて管理者を支援する上で必要となる知識や実務的な対応等についても理解する必要がある。

具体的には、管理者については以下の１）から２）について合計５時間以上、管理者以外の者については以下の１）から３）の事項について合計８時間以上かけて習得することが必要である。特に２）（２）については、医療事故の判断に直接関わる内容であり、相応の時間をもって学習することが必要な事項と考えられる。

１） 医療事故等への適切な対応のために必要な医療安全の知識（２時間程度）

（１） 医療安全の目標

・国際的指針（※１）に記された「患者安全が目指す目標」を理解する。

（※１）国際的指針の例：

・WHO「世界患者安全行動計画 2021-2030 医療における回避可能な害をなくすために」の「エグゼクティブサマリー」

・WHO「世界患者安全権利憲章」の「目標」

（２） 医療安全に関する施策

・我が国における医療安全施策の動向について理解する。

・特に医療事故調査制度の概要について理解を深める。

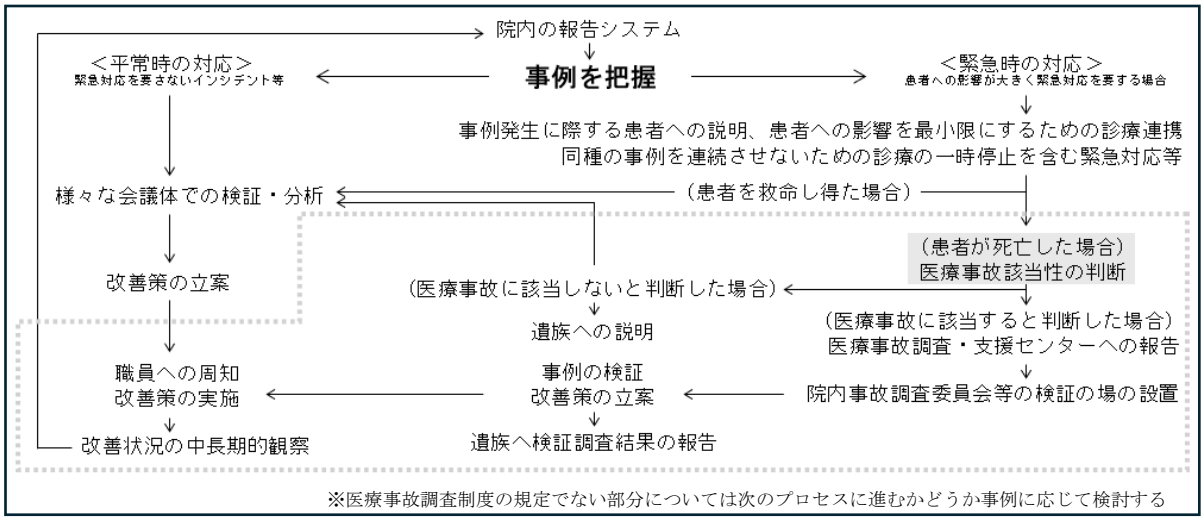
（３） 医療安全活動の全体像

・院内で事例（インシデント等）を把握してから改善策を定着させるまでの一連の医療安全活動の流れ（※２）を理解する。

・特に医療事故調査制度についてはここでは概要のみとし、２）において詳しく学ぶ。

（※２）一連の医療安全活動の流れについて示した図の例：

・「医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究」研究班作成



（　：２）で重点的に学ぶ部分、　：２）（２）で重点的に学ぶ部分）

・「厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究 医療安全管理体制の可視化と人材育成のための研究．長尾能雅．平成 30 年度総括研究報告書」（厚生労働科学研究成果データベース）より図表１
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2018/183011/201821021A_upload/201821021A0004.pdf
等

（４） 医療安全活動の実践に必要な組織体制

・（３）で示した医療安全活動を実践できる組織を作るために必要な知識（※３）を学ぶ。

（※３）組織体制に関する知識に含まれる内容の例：

・医療安全を担当する者やチームの位置づけや役割

・重大事例の把握のための基盤の整備と運用（院内事故報告制度の活性化、内部通報制度の導入と通報者保護の要点、患者からの苦情・相談情報の活用等）

・医療安全を担当する者やチームへ管理者が提供するべき支援（管理者の継続的な関与、財政的支援、継続的な教育機会の提供等）

・院外の資源の活用（医療安全における地域連携の意義、実践例等）

等

２） 医療事故調査制度において管理者に求められる知識（３時間程度）

（１） 死亡事例発生時の対応

・医療事故が疑われる死亡事例が発生した際に管理者に求められる対応（※４）について学ぶ。

（※４）求められる対応に含まれる内容の例：

・病理解剖および死亡時画像診断 Ai 等の死因分析に関する手法

・医療事故該当性の判断の概要　（※詳細は（２）で学ぶ）

・医療事故に該当すると判断した場合の遺族への説明、医療事故調査・支援センターへの報告

・医療事故に該当しないと判断した場合の遺族への対応

・遺族が医療事故調査・支援センターに相談した場合の流れ

・院内医療事故調査委員会の設置、院内医療事故調査の流れ

・支援団体への支援要請の流れ

・調査結果の遺族への説明、医療事故調査・支援センターへの報告

・再発防止策の実装（実践に際し管理者に求められるリーダーシップ）

・改善状況を踏まえた診療継続・中止・再開等の判断

等

（２） 医療事故該当性の判断

・事例が医療事故に該当するかどうかを判断するために必要な知識（※５）を身につける。

・「提供した医療に起因したか（疑いを含む）」及び「予期しなかったか」という観点で医療事故該当性を判断できるようになるため、学習した知識の実践への応用を学ぶ（※６）。

（※５）必要な知識に含まれる内容の例：

・医療事故の法令上の定義、通知・QA で示されている対象事例の考え方

・医療事故該当性の判断過程の記録とその保存の必要性

・医療事故調査・支援センターまたは支援団体による助言の活用方法

等

（※６）実践への応用を学ぶ方法の例：

・複数の模擬事例を用いた専門家による解説

・複数の模擬事例を用いた対面等による演習やディスカッション（任意）

等

※　対面等での演習やディスカッションは効果的な研修に有効であるが、実施していなくても差し支えない。なお、その場合は、模擬事例を用いた解説をより充実させることが望ましい。

3）医療事故等への適切な対応のために管理者を支援する者に求められる知識（3時間程度）

（1）　重大事例の対応

・重大事例が発生した際に管理者を支援する者が行う対応（※7）の実践方法について学ぶ。

（※7）管理者を支援する者が行う対応に含まれる内容の例：

・重大事例が発生した際の、患者への影響を最小限にするための各診療科との連携
・医療事故が疑われる事例が発生した場合の、現場の保全、関係者への聞き取り、各種記録の確認
・患者死亡時における病理解剖および死亡時画像診断 Ai の実施に向けた支援、遺族への対応
・医療事故該当性の判断の支援の概要　（※詳細は（2）で学ぶ）
・医療事故調査・支援センターへの報告方法（報告が必要な事項、報告時期等）
・医療事故調査委員会の運営
・支援団体への支援依頼の方法（外部委員の派遣を依頼する場合の連絡方法等）
・医療事故調査の具体的手法（関係者へのヒアリング、事実の整理、死因・病態の解明、検証、再発防止策の立案等）
・医療事故調査報告書のまとめ方（具体的な記載方法等）
・複数の医療機関が関与した場合の他医療機関との連携
・遺族及び医療従事者への対応（医療事故調査中の遺族との連絡、事例に関与した職員への精神的支援、医療対話推進者との連携等）
・再発防止策の実践における工夫、改善の定着状況を中長期的に観察する方法
・新たなリスクを把握するための日常的な体制整備（院内の報告体制の整備と職員への教育、全死亡・死産事例や重大事象のスクリーニングと管理者への報告等）
等

（2）　医療事故該当性を判断する際の支援

・管理者が医療事故該当性を判断する際に必要となる支援（※8）の実践方法について学ぶ

（※8）必要となる支援に含まれる内容の例

・医療事故該当性の判断に必要な情報収集と整理、会議体等の設置と運営、そのプロセスの院内指針への掲載
・医療事故該当性の判断の記録方法（「提供した医療に起因したか（疑いを含む）」及び「予期しなかったか」という観点での具体的な記載例）
・医療事故調査・支援センターまたは支援団体に助言を求める際の連絡方法
等

５．継続的学習について

本指針に基づく研修を修了した管理者等は、医療安全をめぐる知見や法制度の変化等を踏まえ、本制度に関する知識等について、継続的に習得していくことが望ましい。

６．受講を証明する書類の発行について

本指針に沿った研修を開催する団体は、当該研修の受講を修了した者に対して受講証等の受講を証明する書類を発行し、以下の内容を記載すること。

・研修名
・研修の時間数
・開催団体名
・研修受講者の氏名
・研修受講者の所属医療機関の名称
・研修受講者の所属医療機関における役職
・受講修了日
・研修が本指針に沿って開催されている旨の記載

令和７年度厚生労働行政推進調査事業
「医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究」研究班

研究代表者：

長尾　能雅　　名古屋大学医学部附属病院患者安全推進部　教授

研究分担者：

植村　政和　　名古屋大学医学部附属病院患者安全推進部　病院助教

浦松　雅史　　東京医科大学医療の質・安全管理学分野　主任教授

兼児　敏浩　　三重大学医学部附属病院　教授

菊地　龍明　　公立大学法人横浜市立大学附属病院
医療の質向上・安全管理センター医療安全管理部部長/診療教授

南須原　康行　　北海道大学病院　病院長

和足　孝之　　京都大学附属病院総合臨床教育・研修センター　准教授

研究協力者：

遠田　光子　　日本医療機能評価機構 教育研修事業部　部長

岡田　禎人　　知多半島総合医療センター　病院長

モデルプログラム　（資料２）

「患者安全のための管理者・管理者等研修」

１、医療事故等への適切な対応のために必要な医療安全の知識

	時間	項目	内容	到達目標
１	30 分	患者安全の目標	・WHO「世界患者安全行動計画 2021-2030」の「エグゼクティブサマリー」の紹介 ・WHO「世界患者安全権利憲章」の「目標」の紹介 ・低減すべき「回避可能な害」の把握	・WHO の示す患者安全の目標について自施設の職員へ説明できる ・自施設で発生し得る「回避可能な害」を列挙できる
２	30 分	医療安全に関する施策	・我が国における医療安全施策の動向	・施策（特に医療事故調査制度）に沿った実務が実行できる
３	60 分	医療安全活動の全体像および活動を支える体制づくり	・医療安全担当者やチームの位置づけと役割 ・「患者安全のダブブルループ」の紹介 ① 重大事例を把握するための仕組み（インシデントレポートシステム、オカレンス報告、全死亡事例の把握、A 類型・B 類型の把握等） ② 有事対応（被害の最小化、治療連携、診療継続の可否の判断、オープンディスクロージャー等） ③ 平時活動（フールプルーフ、フェイルセー	・医療安全を担当する者やチームへ適切な支援が提供できる ・患者安全の実務の全体像が理解できる ・重大事象を把握するための仕組みを把握している ・重大事象発生時の対応について適切に管理、支援できる ・重大事象を発生させないための日常的な活動を管理、支援できる ・院内外の関連機能の連携を促進し、適切に支援できる

			フ、改善活動、モニタリング等） ・地域間、施設間連携等による医療安全の向上について ・対話推進者との連携について	

２、医療事故調査制度において管理者に求められる知識

	時間	項目	内容	到達目標
１	60 分	死亡事例発生時の対応	・医療事故調査・支援センターとの関わり ・院内調査の流れ ・遺族への説明 ・対象事例の考え方 ・判断過程の記録とその保存 ・外部へ助言を求める方法	・医療事故が疑われる死亡事例が発生した際に管理者として行うべき対応ができる ・医療事故に該当するかどうかを判断する基準について説明できる
２	120 分	医療事故該当性の判断	・模擬事例（2～3 事例）を用いたグループワーク ① アイスブレーク ② 模擬事例の医療事故該当性についてグループ内で検討 ③ 専門家の解説	・医療事故に該当するかどうかを「提供した医療に起因したか（疑いを含む）」及び「予期しなかったか」という観点で判断できる ・判断を記録し保存できる

３、医療事故等への適切な対応のために管理者を支援する者に求められる知識

	時間	項目	内容	到達目標
1	180 分	重大事例への対応や医療事故該当性の判断等に関わる活動の実際	・重大事例の把握 （院内における各種報告の活用方法） ・重大事例への対応 （事例発生時の初動対応、各診療科や他医療機関との連携、遺族及び医療従事者への対応、医療事故該当性の判断に必要な情報収集と整理、判断の記録方法の実際、判断プロセスの院内指針への掲載方法、支援団体への支援依頼の方法、医療事故調査委員会の運営、医療事故調査の具体的手法、報告書の記載方法、会議の設置と運営 ・再発予防策の立案と実装（再発防止策の実践における工夫、改善の定着状況を中長期的に観察する方法、新たなリスクを把握するための日常的な体制整備）	・重大事例の発生を把握し、組織としての適切な対応を支援できる ・医療事故該当性を判断するために必要な準備や、判断過程の記録ができる ・医療事故に該当するかどうかの判断について管理者を支援できる ・院内調査を適切に行い、院内で再発予防策を実装できる ・再発防止策の実装、定着状況について、数理的手法を用いてモニタリングできる。

令和 8 年 3 月 24 日

厚生労働大臣
~~（国立医薬品食品衛生研究所長）~~ 殿
~~（国立保健医療科学院長）~~

機関名　国立大学法人東海国立大学機構

所属研究機関長　職　名　機構長

氏　名　松尾　清一

次の職員の令和７年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

１．研究事業名　地域医療基盤開発推進研究事業

２．研究課題名　医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究

３．研究者名　（所属部署・職名）　医学部附属病院・教授

（氏名・フリガナ）　長尾能雅・ナガオヨシマサ

４．倫理審査の状況

	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有　無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	■　□	■	名古屋大学医学部附属病院	□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　）	□　■	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

５．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■　未受講 □

６．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有 ■　無 □（無の場合は委託先機関：　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有 □　無 ■（有の場合はその内容：　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和 8 年 3 月 24 日

厚生労働大臣
~~（国立医薬品食品衛生研究所長）~~ 殿
~~（国立保健医療科学院長）~~

機関名　国立大学法人東海国立大学機構

所属研究機関長　職　名　機構長

氏　名　松尾　清一

次の職員の令和 7 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

１．研究事業名　地域医療基盤開発推進研究事業

２．研究課題名　医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究

３．研究者名　（所属部署・職名）　医学部附属病院・助教授

（氏名・フリガナ）　植村政和・ウエムラマサカズ

４．倫理審査の状況

	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有　無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	■　□	■	名古屋大学医学部附属病院	□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　）	□　■	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

５．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■　未受講 □

６．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有 ■　無 □（無の場合は委託先機関：　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有 □　無 ■（有の場合はその内容：　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和８年３月19日

厚生労働大臣
~~（国立医薬品食品衛生研究所長）~~ 殿
~~（国立保健医療科学院長）~~

機関名　　横浜市立大学

所属研究機関長　職　名　　学長

氏　名　石川 義弘

次の職員の令和７年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

１．研究事業名　　地域医療基盤開発推進研究事業

２．研究課題名　　医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究

３．研究者名　（所属部署・職名）　附属病院　医療の質向上・安全管理センター安全管理部　・
部長/診療教授（准教授）

（氏名・フリガナ）　菊地　龍明　・　キクチ　タツアキ

４．倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学･医学系研究に関する倫理指針（※3）	■	□	■	名古屋大学医学部附属病院	□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□	■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□	■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　　）	□	■	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

５．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■　　未受講 □

６．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有 ■　無 □（無の場合は委託先機関：　　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有 □　無 ■（有の場合はその内容：　　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和８　年　３　月　２４　日

厚生労働大臣
~~（国立医薬品食品衛生研究所長）~~ 殿
~~（国立保健医療科学院長）~~

機関名　三重大学

所属研究機関長　職　名　学長

氏　名　伊藤正明

次の職員の（令和）7 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

１．研究事業名　地域医療基盤開発推進研究事業

２．研究課題名　医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究

３．研究者名　（所属部署・職名）医学部附属病院　医療安全管理部・教授

（氏名・フリガナ）兼児敏浩・カネコトシヒロ

４．倫理審査の状況

	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有　無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学･医学系研究に関する倫理指針（※3）	■　□	■	名古屋大学医学部附属病院	□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　）	□　■	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

５．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■　未受講 □

６．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有 ■　無 □（無の場合は委託先機関：　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有 □　無 ■（有の場合はその内容：　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和８年　　３　月　２４　　日

厚生労働大臣
~~（国立医薬品食品衛生研究所長）~~ 殿
~~（国立保健医療科学院長）~~

機関名　京都大学

所属研究機関長　職　名　医学研究科長

氏　名　波多野　悦朗

次の職員の（令和）7 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

１．研究事業名　　地域医療基盤開発推進研究事業

２．研究課題名　　医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究

３．研究者名　（所属部署・職名）　医学部附属病院・准教授

（氏名・フリガナ）　和足　孝之　・ワタリ　タカシ

４．倫理審査の状況

	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有　無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学･医学系研究に関する倫理指針（※3）	■　□	■	名古屋大学医学部附属病院	□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　　）	□　■	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

５．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■　　未受講 □

６．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有 ■　無 □（無の場合は委託先機関：　　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有 □　無 ■（有の場合はその内容：　　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和８年３月３１日

厚生労働大臣
~~（国立医薬品食品衛生研究所長）~~ 殿
~~（国立保健医療科学院長）~~

機関名　　東京医科大学

所属研究機関長　職　名　　学長

氏　名　宮澤　啓介

次の職員の令和７年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

１．研究事業名　地域医療基盤開発推進研究事業

２．研究課題名　医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究

３．研究者名　（所属部署・職名）医療の質・安全管理学分野・主任教授

（氏名・フリガナ）浦松　雅史・ウラマツ　マサシ

４．倫理審査の状況

	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有　無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	■　□	■	名古屋大学医学部附属病院	□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　　）	□　■	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

５．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■　　未受講 □

６．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有 ■　無 □（無の場合は委託先機関：　　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有 □　無 ■（有の場合はその内容：　　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和８年３月４日

厚生労働大臣　殿

機関名　北海道大学

所属研究機関長　職　名　総長

氏　名　寶金　清博

次の職員の令和７年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

１．研究事業名　地域医療基盤開発推進研究事業

２．研究課題名　医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究　（　25IA2002　）

３．研究者名　（所属部署・職名）北海道大学病院・病院長　医療安全管理部・教授

（氏名・フリガナ）南須原　康行・ナスハラ　ヤスユキ

４．倫理審査の状況

	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有　無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	■　□	■	名古屋大学医学部附属病院	□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　）	□　■	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

５．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■　未受講 □

６．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有 ■　無 □（無の場合は委託先機関：　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有 □　無 ■（有の場合はその内容：　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。